

指定介護予防短期入所療養介護運営管理規程
(介護老人保健施設そよかぜ)

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 医療法人松栄会介護老人保健施設そよかぜ（以下『そよかぜ』という）が行う指定介護予防短期入所療養介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行うものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。

3 指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設 そよかぜ
- 2 所在地 熊毛郡田布施町大字宿井4 1 4 番地の5

第2章 従業員の職種・員数及び職務内容

(従業員の職種・員数及び職務内容)

第4条 従業員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。()内は常勤換算

- 1 施設長 1名
施設の最高責任者として従業員及び業務全般を統括する。
- 2 医師 1名
利用者の健康管理及び適切なる医療処置を講ずる。
- 3 薬剤師 1名
利用者の服薬管理にあたる。
- 4 看護職員 11名

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- 5 介護職員 19名

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 6 支援相談員 1名

利用者の日常生活全般にわたる支援相談にあたる。

- 7 理学療法士 3名

理学療法業務にあたる。

- 8 作業療法士 1名

作業療法業務にあたる。

- 9 栄養士 2名

利用者の健康維持のための栄養管理にあたる。

- 10 介護支援専門員 1名

介護予防短期入所療養介護計画の作成に係る業務にあたる。

- 11 調理員 6名

調理業務にあたる。

- 12 事務職員 2名

利用者などに対する事務処理を行う。

- 13 用務員 4名

警備等の業務にあたる。

第3章 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他費用の額 (対象者)

第5条 指定介護予防短期入所療養介護の提供は、利用者の心身の状況若しくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室で行うものとする。

(内容・手続きの説明及び同意)

第6条 指定介護予防短期入所療養介護の提供開始に際しあらかじめ利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所療養介護従業者の勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第7条 指定介護予防短期入所療養介護の提供を求められた場合には、被保険者証により、被保険者資格・要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第8条 指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない

利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な支援を行わなければならない。

2 要介護認定等の更新の申請が必要と認められるときは、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な支援を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっては、主治医からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、そのおかれている環境等、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握に努めなければならない。

(介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第10条 相当期間(4日)以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護計画の作成にあたっては、それぞれの利用者に応じた介護予防短期入所療養介護計画を作成し、利用者又は、その家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るとともに交付しなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。

(診療の方針)

第11条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

二 診療にあたっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

四 検査、投薬、注射、処置等は利用者の病状にてらして妥当適切に行う。

五 特殊な療養又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

七 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた

ときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第12条 指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっては、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第13条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 利用者の入浴又は、清拭は、1週間に2回以上行わなければならない。

3 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、おむつを適切に取り替えなければならない。

5 前各項のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 利用者に対して、利用者の負担により、当施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第14条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他サービスの提供)

第15条 利用者のためのレクリエーション行事を適宜行うように努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第16条 利用者の指定介護予防短期入所療養介護の提供申込みに対し自ら適切な提供が困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。

(サービス提供の記録)

第18条 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合は、当該サービスの提供日及び

内容、利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当施設に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 前2項のほか次に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。

- | | | |
|---|---------------------------------------|-----------|
| 一 滞在費 | 個室 | 1,728円 |
| | 多床室(2人部屋含) | 437円 |
| 二 食費(1日当たり) | | |
| | 朝食 400円、 昼食 600円、 夕食 600円、 | 合計 1,600円 |
| | 第1段階300円、第2段階390円、第3段階650円、第4段階1,600円 | |
| 三 教養娯楽費 | | 実費 |
| 四 その他日用品費 | | 実費 |
| 五 個人専用の家電製品の電気代 | 1日一製品につき | 50円 |
| 六 洗濯代(希望者のみ) | 1枚当たり | 100円 |
| 七 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く) | | |
| 八 日用品費 入浴セット一式 | 1日当たり150円(シャンプー、タオル、石鹸代) | |
| 九 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 | | |

4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の発行)

第20条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(健康手帳への記載)

第21条 提供した指定介護予防短期入所療養介護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者

については、この限りでない。

第4章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第22条 通常の送迎の実施地域は次の通りとする。

柳井市・田布施町・平生町・光市

第5章 施設利用にあたっての留意事項

(施設利用にあたっての留意事項)

第23条 施設の利用にあたっては次の事項に留意しなければならない。

- ① 面会
・出来得る限り営業時間内での対応をお願いすると共に来設時は面会簿に記入の上、訪室して下さい。
- ② 外出・外泊
・ご利用の際は各階のナースセンターで外出、外泊簿に記入をお願いします。
- ③ 火気の取扱い
・施設内での使用は厳禁です。タバコ喫煙の場合は玄関横の指定場所をご利用ください。
- ④ 設備・備品の使用
・使用時は事務所へ連絡の上、安全に注意しご使用されますと共に返却時は利用時と同様に事務所までお届けください。
- ⑤ 所持品・備品等の持ち込み
・紛失防止のため、必ずお名前(名札)を付けて下さるようお願いいたします。
- ⑥ 金銭・貴重品の管理
・持ち込まないようお願いいたします。必要な場合は家族で対応してください。
- ⑦ 外泊時等の施設外での受診
・受診が必要な場合は坂本病院宛連絡の上、来院してください。
- ⑧ 宗教活動
・禁止させていただきます。
- ⑨ ペットの持ち込み
・衛生上の問題もあり、禁止させていただきます。
- ⑩ その他
・利用上ご不明な点があれば、事務所宛お尋ね下さい。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第24条 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、消火設備その他必要な設備を設け定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に従業者に周知徹底する。

第7章 その他運営に関する重要事項

(管理者の責務)

第25条 管理者は、従業者の管理及び指定介護予防短期入所療養介護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに、従業者に規程を遵守させるため必要な指揮命令を行なうものとする。

(勤務体制の確保)

第26条 指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっては、利用者に対し適切なサービスの提供ができるよう、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供は、当施設の従業者によって行わなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防短期入所療養介護の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理)

第27条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品又は、医療用具の管理を適正に行なわなければならない。

2 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(市町村への通知)

第28条 指定介護予防短期入所療養介護の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第29条 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、介護職員等の勤務の体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 当施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(個人情報)

第31条 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。

個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示いたします。

個人情報は次の各号について、利用者、代理人及び身元保証人から同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
- ② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整
- ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦ その他サービス提供で必要な場合
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等
（介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第32条 介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第33条 提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

2 提供した指定介護予防短期入所療養介護に関し、市町村が行う調査や照会等に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 提供した指定介護予防短期療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、同会からの指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行わなければならない。

（事故発生時の対応）

第34条 指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第35条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(施設の共用)

第36条 指定居宅サービス事業所との併設につき、人員の兼務や設備の共用を認める。

第8章 虐待防止のための措置(第40条)

(高齢者虐待防止についての対応)

第40条 高齢者虐待又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 虐待が発生した場合の対応 速やかに事務所・上司に虐待発生を報告する。
高齢者虐待防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待が発生した場合又は虐待を疑う事例が生じた場合に当該事実が報告され、その改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 高齢者虐待の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 2 入所者に対する施設サービスの提供により虐待が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
 - 3 虐待の状況及び虐待に対してとった処置について記録する。

附則

この規程は平成18年4月1日より施行されるものとする。

平成20年10月 5日改定

平成20年12月29日改定

平成21年 4月 1日改定

平成24年 4月 1日改定

平成24年10月 1日改定

平成25年 4月 1日改定

平成25年11月 1日改定

平成26年 4月 1日改定

平成27年 4月 1日改定

平成28年 4月 1日改定

平成28年 9月 1日改定

平成31年 4月 1日改定

令和 元年10月 1日改定

令和 2年 4月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定

令和 7年 4月 1日改定